

愛知県立美和高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、学校行事等の体験活動を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

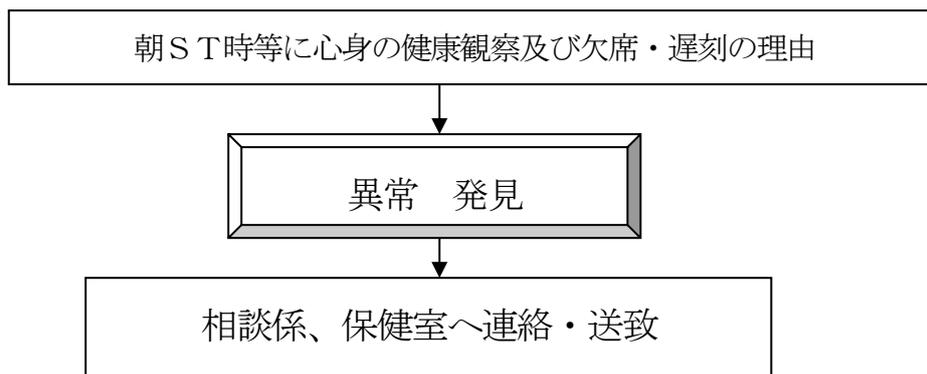
いじめのささいな兆候や懸念を見逃さないよう全職員が日常的かつ組織的に生徒観察に努める。また、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「教育相談委員会」を設置する。

(1) 日常的な生徒観察について

【生徒観察の実施時間・実施者・観点】

時間	主な実施者	主な観点
朝、帰りのST	担任・副担任	登校時間・形態、健康観察での表情・症状
授業中	教科担任	心身状況、友人・教員との人間関係、授業態度
放課	教職員	友人関係、過ごし方
昼休み	担任・副担任	友人関係、食欲、食事摂取状況
部活動時	部活動顧問	参加態度、部活動での人間関係、体調
授業後	教職員	友人関係、下校時間・形態
保健室来室時	養護教諭	心身状況、来室頻度
学校行事	教職員	参加態度、心身状況、人間関係

【実施手順】



(2) 「教育相談委員会」について

ア 委員会のメンバー

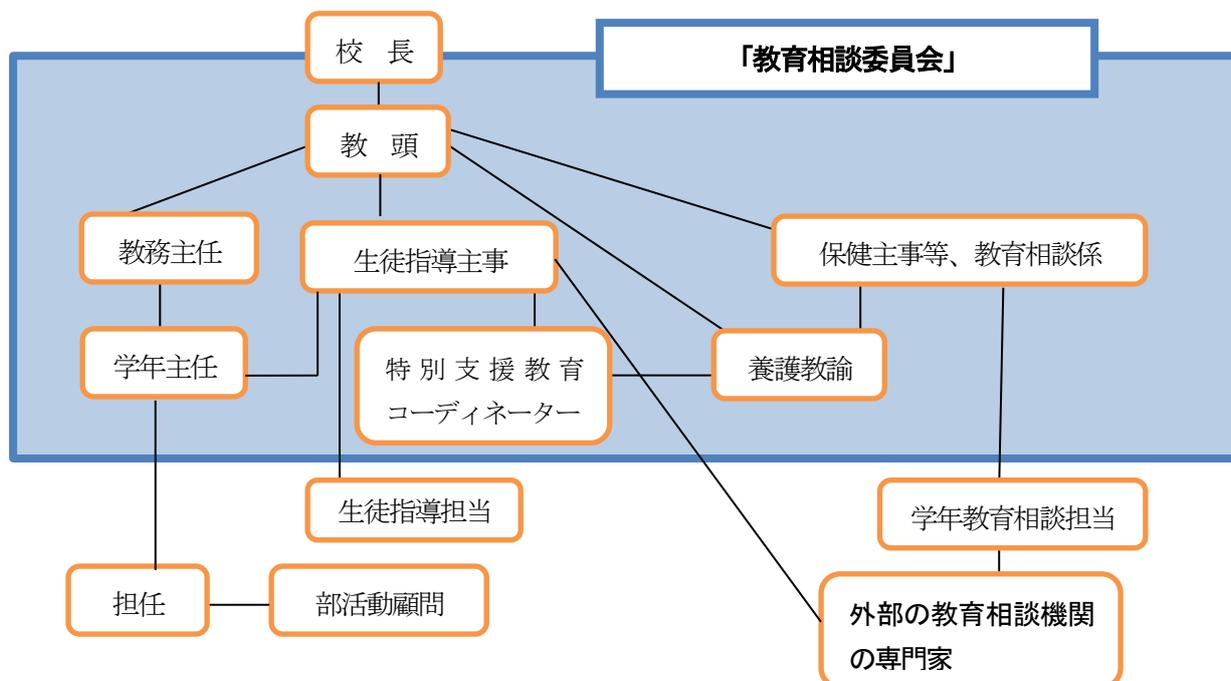
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談係、養護教諭、特別支援コーディネーター

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

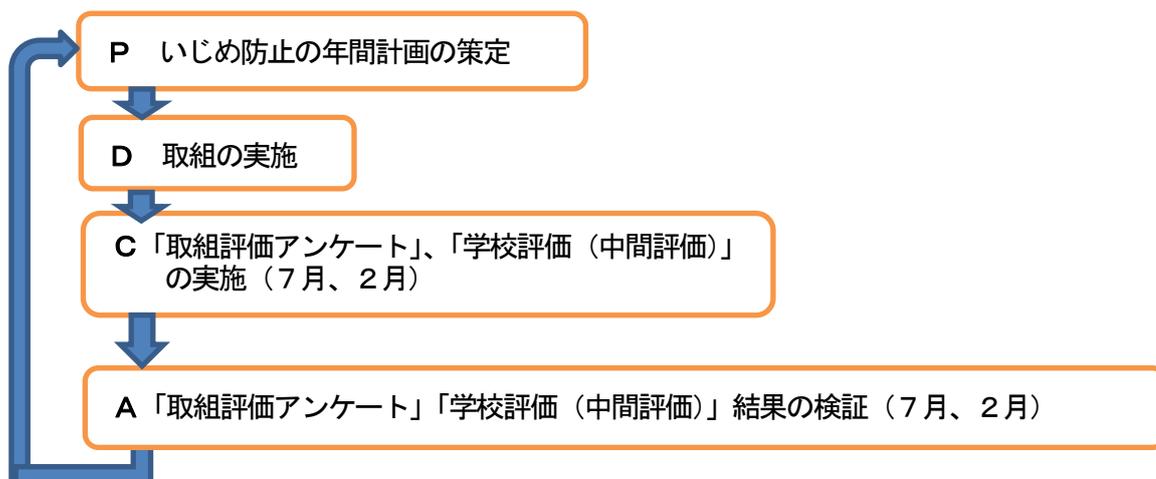
(必要に応じて、外部の教育相談機関の専門家を加える)

【組織図】



※ 事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする「指導・支援チーム」を決定する。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(3) 「教育相談委員会」の役割や機能等
 ア 取組の検証（PDCAサイクル）



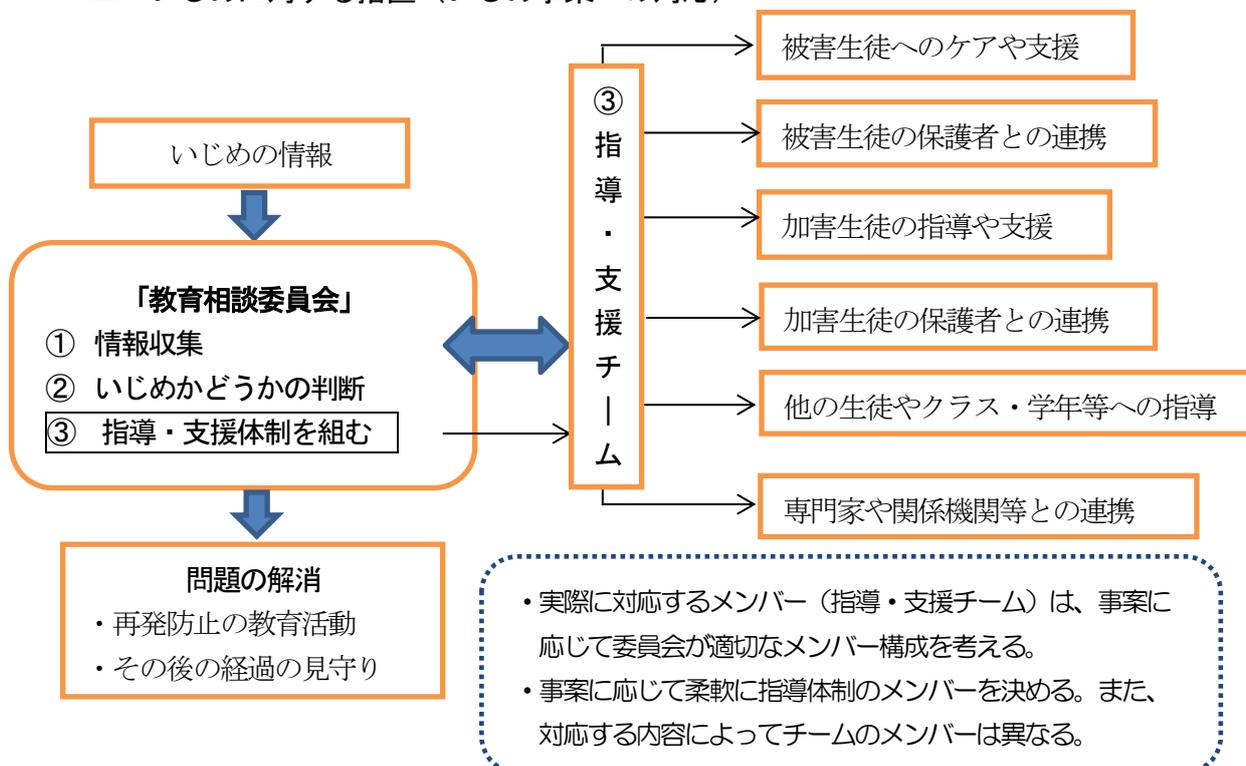
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「教育相談委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」に関わる講話やケーススタディ等を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

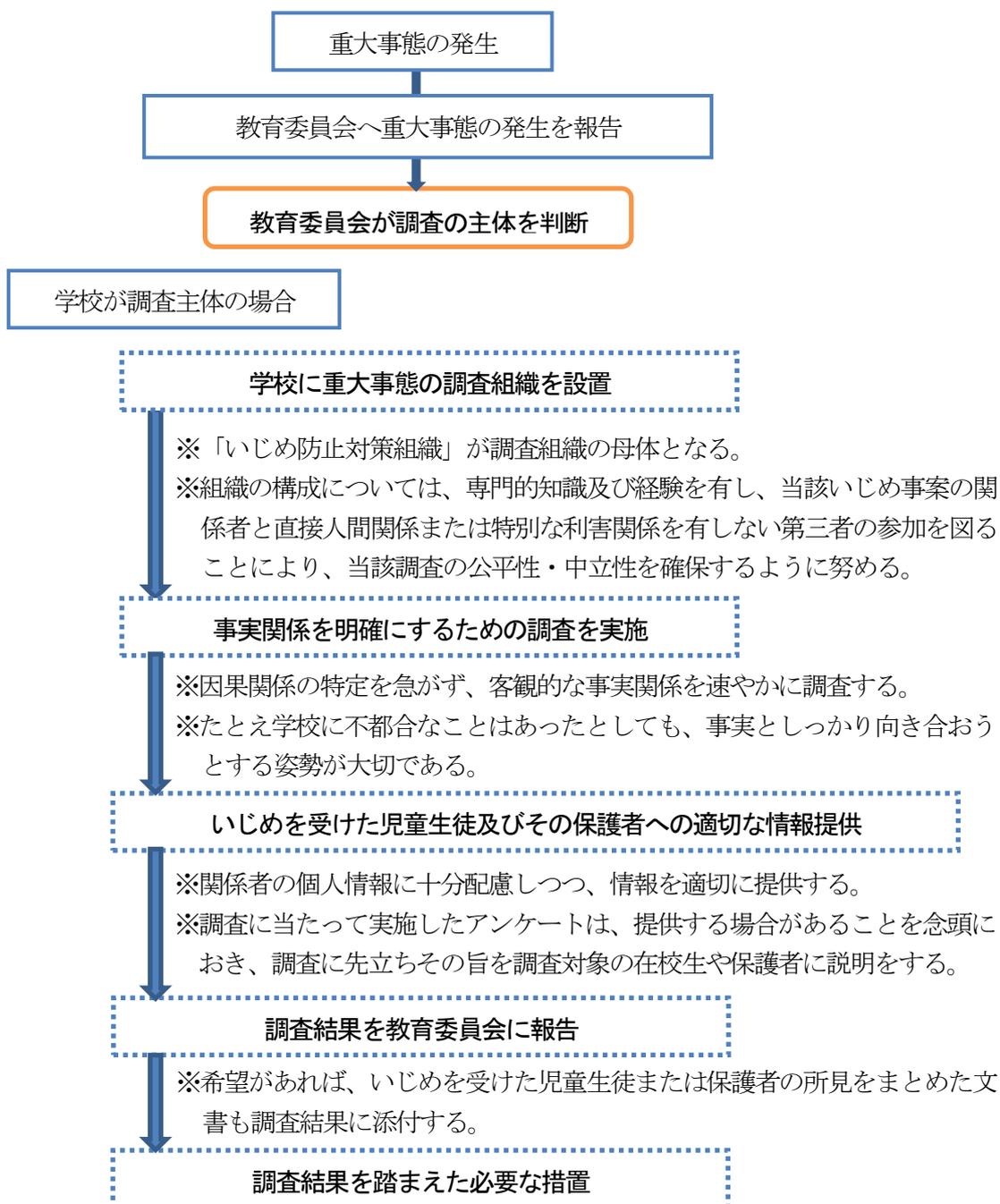
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「教育相談委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。
- エ 相談ポストを活用し、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「教育相談委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、外部の教育相談機関や警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「教育相談委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○保健調査の実施【全学年】(保) ○相談担当者や相談ポストの周知【全学年】(保) ○面接週間【全学年】(学)(教)(進) ○情報モラル講話【1学年】(学)(生)	○生徒観察強化月間		○ごみゼロ運動 ○授業参観
5月	○公開授業(～10月)【全学年】(教科) ○遠足【全学年】(学)			○0の日交通安全指導
6月	○スポーツ大会【全学年】(特)(学)	○「いじめアンケート」の実施【全学年】(保)	○教育相談委員会	○0の日交通安全指導 ○学校評議員会(授業の公開を含む) ○保護者会【全学年】

7月	○チャレンジスクール【1学年】 ⓧ		○全教職員対象の 「取組評価アンケート」の実施→ 検証	
8月	○情報モラル標語【1学年】 ⓧⓧ			
9月	○面接週間【全学年】 ⓧⓧ ○美和高祭【全学年】 ⓧ	○生徒観察強化月間		○美和高祭創作講座 ○0の日交通安全指導
10月	○福祉実践教室【1学年】 ⓧ ○職業講話【1学年】 ⓧ	○「いじめアンケート」の実施【全学年】 ⓧ	○教育相談委員会	○0の日交通安全指導
11月	○修学旅行【2学年】 ⓧ		○現職研修	○0の日交通安全指導
12月	○人権講話【全学年】 ⓧ		○現職研修（人権講話）	○保護者会
1月			○自己評価	
2月			○全教職員対象の 「取組評価アンケート」の実施→ 検証	○学校評議員会（授業の公開を含む） ○0の日交通安全指導 ○蟹江川清掃活動 ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う
3月	○スポーツ大会【12学年】 ⓧ		○学校関係者評価の結果を検証し、 「いじめ防止基本方針」の見直し	

ⓧ…教務部 ⓧ…生徒指導部 ⓧ…保健美化部 ⓧ…特別活動部 ⓧ…進路指導部
 ⓧ…学年会 ⓧ…教科会